



2025年12月16日

各 位

会 社 名 前澤工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮川 多正
(コード番号6489 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 上席執行役員管理本部長
菊地 和信
048-251-5511

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催
並びに定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定及び本臨時株主総会の開催並びに「株式移転計画承認の件」及び「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これらは、本日別途開示しております「前澤工業株式会社と前澤化成工業株式会社の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する経営統合契約書の締結及び株式移転計画の作成について」にて公表いたしました、共同株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）による共同持株会社設立に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会招集のための基準日設定等について

当社は、2026年3月31日（火曜日）開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年12月31日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|---------|--|
| （1）基準日 | 2025年12月31日（水曜日） |
| （2）公告日 | 2025年12月16日（火曜日） |
| （3）公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
https://www.maezawa.co.jp/ja/ir/public_notice.html |

2. 本臨時株主総会の開催日時・場所及び付議議案について

- | | |
|------------------------|---|
| （1）本臨時株主総会の開催日時・場所（予定） | |
| 開催日時 | 2026年3月31日（火曜日）午前10時 |
| 開催場所 | 東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階 「ロイヤルホール」 |

(2) 本臨時株主総会の付議議案

第1号議案	株式移転計画承認の件
詳細につきましては、本日別途開示しております「前澤工業株式会社と前澤化成工業株式会社の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する経営統合契約書の締結及び株式移転計画の作成について」をご参照ください。	
第2号議案	定款一部変更の件

3. 定款の一部変更について

(1) 定款一部変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する上記第1号議案が承認され、かつ2026年6月1日（月曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるもので（かかる定款の一部変更を、以下、「本定款一部変更」といいます。）

なお、本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第1号議案（株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに2026年5月31日（日曜日）の前日までに上記第1号議案においてご承認いただく株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2026年5月31日（日曜日）にその効力を生じるものといたします。

（ご参考）

2026年5月期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第42条（本定款一部変更後の第41条）に従い、2026年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり24円の配当を当社からお支払いすることを予定しております。

(2) 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更箇所に下線を付しております。）

現行定款	変更案
第1条～第13条（条文省略） <u>（定時株主総会の基準日）</u> <u>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基</u> <u>準日は、毎年5月31日とする。</u>	第1条～第13条（現行どおり） (削除)
第15条～第44条（条文省略）	第14条～第43条（現行どおり）

(3) 定款一部変更の日程

取締役会決議日 2025年12月16日（火曜日）
本臨時株主総会決議日 2026年3月31日（火曜日）（予定）
定款一部変更の効力発生日 2026年5月31日（日曜日）（予定）

以上